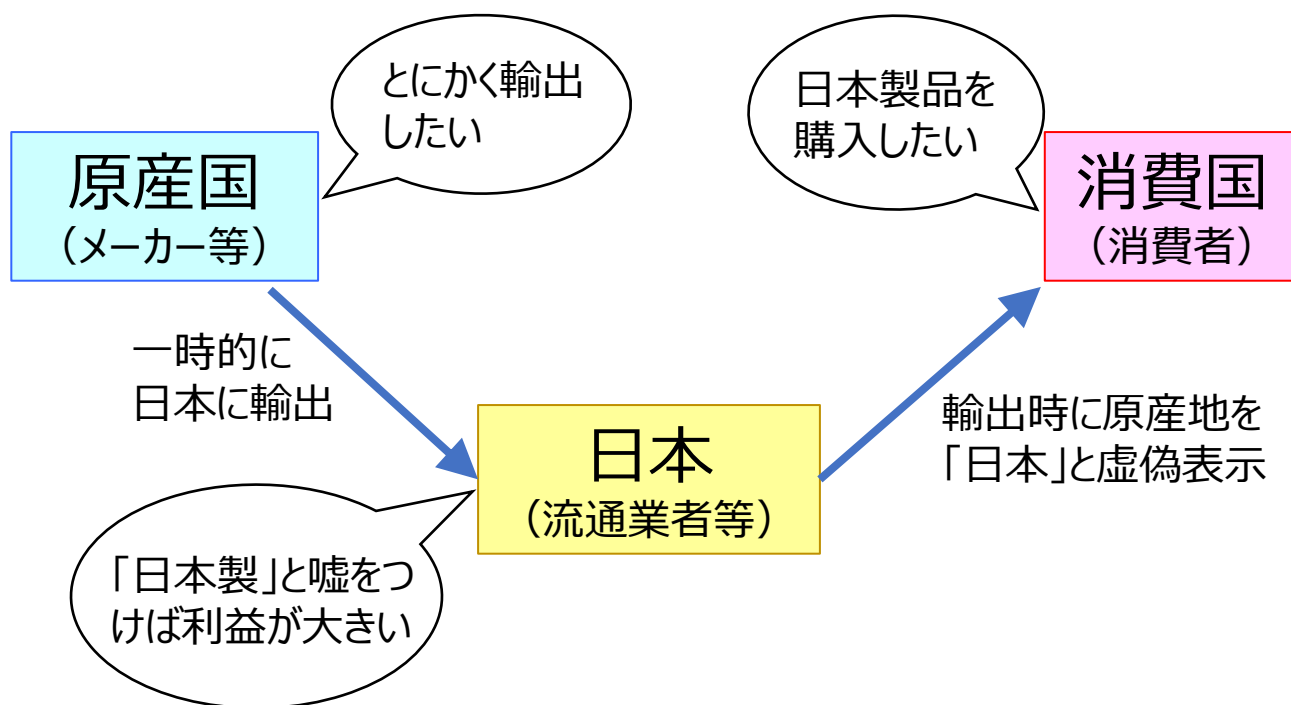


正しく**原産地**を表示していますか

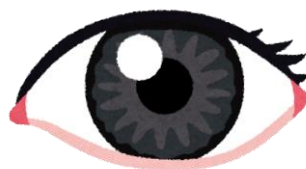
輸出時の**虚偽の原産地表示**は
輸出入取引法違反です！！



虚偽の原産地表示には、様々なリスクが！

リスクの例

- 最大 1 年間の輸出停止
- 戒告、指導
- 処分の公表
- 取引先、金融機関との関係悪化、取引停止
- 関係機関による調査



1. 虚偽の原産地表示などが認められた場合、**経済産業省からお話をうかがいます**（強制的に報告を求めることもあります）
2. 品目又は仕向地を定め、**最大 1 年間貨物の輸出が停止される**可能性があります
3. 政府機関、金融機関、取引先との関係で**事業に大きな影響が及ぶリスク**があります



少しでも気になることがあれば
経産省に相談してください

関連法令

輸出入取引法

検索



相談先

経済産業省 貿易管理部 貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

Mail : bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp